第２　オリンパスの平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度につき、平成20年６月27日、前記関東財務局において、同財務局長に対し、オリンパスの連結会計年度における連結純資産額が2,514億5,000万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もって、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成24年３月28日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において、公判係属中である。

第３　平成22年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成23年度の告発事案に係る公判の状況等、告発後の経緯については、上記のとおりであるが、平成22年度以前の告発事案について、平成23年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

⑴　株式会社ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布及び偽計事件

【平成18年２月10日告発、平成23年４月25日判決（最高裁）】

平成19年３月16日、東京地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社代表取締役）に、懲役２年６月（実刑）の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成20年７月25日、東京高等裁判所は、被告人Ａに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人Ａは上告した。

平成23年４月25日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Ａに、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

なお、被告人Ａは、下記「⑵株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件⑴」についても公訴提起が行われているため、同事件と一括審理が行われた。

（上記被告人と同時に起訴された被告人３名のうち２名及び被告会社２社については、いずれも一審で確定、ほか１名の被告人については最高裁判所において上告を取り下げ、判決確定）

⑵　株式会社ライブドアに係る虚偽有価証券報告書提出事件⑴

【平成18年３月13日告発、平成23年４月25日判決（最高裁）】

被告人Ａ（当該会社代表取締役）について、上記⑴参照。

（上記被告人と同時に起訴された被告人４名のうち３名と被告会社１社は上記⑴と同様の被告人及び被告会社であり、ほか１名の被告人については、東京高等裁判所において控訴を取り下げ、判決確定）

⑶　あおぞら銀行職員による内部者取引事件⑴⑵

【平成22年５月11日、平成22年６月15日告発、平成23年４月26日判決（東京地裁）】

平成23年４月26日、東京地方裁判所は、あおぞら銀行においてシニア・クレジット・マネージャーという地位にあり、法令遵守責任者の立場にもあった被告人が、その職務上の立場、専門的知識を悪用して、インサイダー取引を行ったことは、あおぞら銀行及び証券市場に対する信頼を著しく傷つけるものであり、本件インサイダー取引は、その規模や態様において看過し難いものであるばかりでなく、銀行の融資審査部門の幹部という立場にあった者の行為として、市場や社会に与えた影響は大きいとして、被告人に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金約5,824万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑷　株式会社ライブドアに係る公認会計士関与の虚偽有価証券報告書提出事件⑵

【平成18年３月30日告発、平成23年５月18日（最高裁）】

平成19年３月23日、東京地方裁判所は、被告人Ｂ（公認会計士）に、懲役１年（執行猶予４年）の判決を言い渡し、被告人Ｂは控訴した。

平成20年９月26日、東京高等裁判所は、被告人Ｂに、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。

平成23年５月18日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Ｂに、上告棄却の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人と同時に起訴された被告人１名については、最高裁判所において上告棄却の判決を言い渡され、判決確定）

⑸　株式会社ニッポン放送株券の公開買付けに係る内部者取引事件

【平成18年６月22日告発、平成23年６月６日判決（最高裁）】

平成19年７月19日、東京地方裁判所は、被告会社に、罰金３億円、被告人（被告会社の実質経営者）に、懲役２年（実刑）、罰金300万円、追徴金約11億4,900万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は控訴した。

平成21年２月３日、東京高等裁判所は、被告会社に、罰金２億円、被告人（被告会社の実質経営者）に、懲役２年（執行猶予３年）、罰金300万円、追徴金約11億4,900万円の判決をそれぞれ言い渡し、被告会社及び被告人は上告した。

平成23年６月６日、最高裁判所は、上告趣意は、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告会社及び被告人に、上告棄却を言い渡し、同判決は確定した。

⑹　大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成22年10月28日告発、平成23年８月26日判決（福岡高裁）】

平成23年３月10日、大分地方裁判所は、被告人（無職）に、懲役２年４月（執行猶予４年）、罰金600万円、追徴金約２億6,148万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成23年８月26日、福岡高等裁判所は、不正取引が信用取引によって行われた場合には、没収又は追徴すべき財産の範囲を形式的に考えると、循環的に用いられた資金を何重にも没収又は追徴することになって犯人に過酷になる場合があるから、そのような例外的な場合に限って、裁判所の合理的な裁量により証券取引法198条の２第１項ただし書及び金融商品取引法198条の２第１項ただし書を適用できるに過ぎないとして、被告人に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人は上告した。現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑺　株式会社日本債券信用銀行に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成11年８月13日告発、平成23年８月30日判決（東京高裁）】

平成16年５月28日、東京地方裁判所は、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役会長に、懲役１年４月（執行猶予３年）、株式会社日本債券信用銀行元代表取締役頭取に、懲役１年（執行猶予３年）及び株式会社日本債券信用銀行元代表取締役副頭取に、懲役１年（執行猶予３年）の判決を言い渡し、被告人３名は控訴した。

平成19年３月14日、東京高等裁判所は、被告人３名に、控訴棄却の判決を言い渡し、被告人３名は上告した。

平成21年12月７日、最高裁判所は、被告人３名に、原判決を破棄し、東京高裁へ審理を差し戻した。

平成23年８月30日、東京高等裁判所は、金融機関が支援している債務者に対する貸出金について、その業況にかかわらず、償却及び引当を回避できるのは、金融機関に支援意思があり、支援が合理性を備えている場合であると解するのが相当であるとし、その支援とは、金融機関による将来の予測も含めた経営判断によって行われるものであるから、支援の合理性は、支援先の再建の確実性という画一的な観点から判断されるべきものではなく、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうか、という多様性を受容した観点から判断されるべきとの基準を示した。そして、当時の会計基準では、株式会社日本債券信用銀行が償却及び引当をしなかったことは金融機関の経営判断として許容されるとして、被告人３名に、原判決破棄、無罪の判決を言い渡し、同判決は確定した。